

村のようす  
 (46.11月1日現在)  
 世帯数 1,420戸  
 人口 7,304人  
 男 3,561人  
 女 3,743人  
 面積 46.43㎡

# 広報 たまかわ

編集・発行  
 福島県石川郡  
 玉川村役場総務課  
 印刷所  
 須賀川市加治町69  
 (株)円谷印刷



今年また

逝く秋を惜しみながら

咲き競う菊の花ばな

匂いたち みつめることで

忘れていた安らぎを

人は知るので

昨日から今日へ

今日から明日へ

忙しさに押し流されて

生きる人々にとつて

ほんのいつとき

花をみつめるのは

ひそやかな

花との対話でもあるのだ

木代子

## 十一月の行事予定表

四日	総務課 月例監査
一日～三日	税務課 地方税完納運動月間 二五日 保険税第三期納期限月間 家屋評価事務
一日	住民課 乳児健康相談
八日	インフルエンザ予防接種 (第一回) 須釜支所
九日	インフルエンザ予防接種 (第一回) 母子センター
一五日	妊婦健康相談
一六日	インフルエンザ予防接種 (第二回) 須釜支所
一七日	インフルエンザ予防接種 (第二回) 母子センター
二日	産業課 石川地方農業改良推進員会長 会
六日	開拓パイロット事業推進部落 座談会
八日	吉ヶ南須釜
九日	中ヶ岩法寺
一〇日	竜崎ヶ蕨生
一一日	小高ヶ川辺
一七日	北須釜
一八日	川東
二二日	仔牛セリ市
二五日	和牛導入事業畜産共進会
二六日	農業振興地域整備法部落説明 会
二七日	企画室
二〇日	建設課 第十回農業委員会
一六日 ～ 下旬	農地災害復旧事業査定公共土 木災害復旧事業実施設計及入 札

# 戸籍制度のあらまし(一)

前回では、戸籍についてのあらすじをお知らせしましたが、今回は戸籍事務はどうして取扱っているか、そしてまた戸籍はどのようにつくられているかなどについてお知らせしましょう。

戸籍の仕事は、市役所、町村役場で取り扱っていることはご存じのことと思います。この仕事を指導、監督しているのが法務局です。県内では福島地方法務局と相馬、郡山、白河、若松、平の各支局でこの指導監督の仕事をしていきます。なぜ法務局で市町村役場で取り扱っている戸籍の仕事が指導監督しているかといいますと、戸籍に関する事務は、人の身分関係(夫婦とか親子、兄弟姉妹などの親族上の地位)を公に証明する重要な事務であるからその性質上国の事務として取り扱っているものであります。そして、国は戸籍に関する事務を処理するための特別な機関を設けないで、市町村長に国の機関として戸籍事務の処理を委任しているのです。そのため、国の機関である法務局の長において監督することとされているのです。したがって市町村の議会は、戸籍事務に関する権限はなく、市町村もまた戸籍事務については条例を制定することはできないことになっております。

このようなことから、皆さんが市町村役場に出生とか死亡、婚姻などの届書類は戸籍に記載したあとで、全部市町村から法務局に送付され

ます。そして、法務局でその内容を審査して二十七年間保管してあります。そのほか、各市町村では新しく戸籍をつくったとき及び戸籍の全部が消除されたときに、その副本を法務局に送付することになっております。このようなことは、市町村役場に備付けてある戸籍の原本が水害、火災その他の事故によって、その原形を失なったりとが、或いは失なうおそれがあるというような場合、法務局に保管している戸籍、除籍の副本と届書によって滅失した当時の戸籍を再製するためであり、更に法務局において市町村の戸籍事務が正確に、しかも遅滞なく行なわれるよう絶えず指導監督する責務があるため、届書の記載内容の適否を調査し、もし取扱以上の誤りなどがあつた場合、その不備について直接訂正方を命ずるなどの指導監督をするためのものであります。

## 昔の戸籍と今の戸籍

まず昭和二十二年五月三日新しい憲法が制定公布され、それに伴ない新しい民法(親族法)ができたのは、昭和二十三年一月一日です。それと同時に戸籍法も全面的に改められ、新民法と同時に施行されました。

この法律ができるまでの戸籍は「家」を単位としてつく

られたもので、その家の長である「戸主」とその親族(法律では六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族を親族としていいます)がその戸籍(家)に入籍することができたのです。つまり、戸主と戸主の祖父母、曾祖父父母、父母、妻(夫)、兄弟姉妹、子、孫、曾孫にあたる方たちは同じ戸籍に入っていたことになりました。しかし、この親族が入籍するにはすべて「戸主」の承諾がなければ入籍することができないというきびしいものでありました。また「戸主」ではそれだけ強い権限を与えられていたわけですが、皆さんの中にも一つの戸籍の中にこのように沢山の人が記載されている古い戸籍本などを見ただ方があると思います。ところで、昔の「家」の制度は、新しい法律(民法)によって廃止されたため、戸籍も昔の戸籍とは違った形でつくられるようになりました。つまり一組の夫婦とこれと氏を同じくする子ごとにつくるように形を変えたわけですが、そして、一つの戸籍で親と子と孫の三代にわたる戸籍はつくってはいけないということになりました。ですから夫婦、親子だけの戸籍に止め、子が成長して結婚の届けをすれば、一つの夫婦ができるのでその夫婦について別に新しい戸籍がつくられることになりました。そしてその夫婦に子供が生まれるとその子はその親の戸籍に入籍することになります。また、一組の夫婦が或る人の養子となった場合も養子夫婦の氏が養親の氏に変わりますのでその養子夫婦につ

られたもので、その家の長である「戸主」とその親族(法律では六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族を親族としていいます)がその戸籍(家)に入籍することができたのです。つまり、戸主と戸主の祖父母、曾祖父父母、父母、妻(夫)、兄弟姉妹、子、孫、曾孫にあたる方たちは同じ戸籍に入っていたことになりました。しかし、この親族が入籍するにはすべて「戸主」の承諾がなければ入籍することができないというきびしいものでありました。また「戸主」ではそれだけ強い権限を与えられていたわけですが、皆さんの中にも一つの戸籍の中にこのように沢山の人が記載されている古い戸籍本などを見ただ方があると思います。ところで、昔の「家」の制度は、新しい法律(民法)によって廃止されたため、戸籍も昔の戸籍とは違った形でつくられるようになりました。つまり一組の夫婦とこれと氏を同じくする子ごとにつくるように形を変えたわけですが、そして、一つの戸籍で親と子と孫の三代にわたる戸籍はつくってはいけないということになりました。ですから夫婦、親子だけの戸籍に止め、子が成長して結婚の届けをすれば、一つの夫婦ができるのでその夫婦について別に新しい戸籍がつくられることになりました。そしてその夫婦に子供が生まれるとその子はその親の戸籍に入籍することになります。また、一組の夫婦が或る人の養子となった場合も養子夫婦の氏が養親の氏に変わりますのでその養子夫婦につ

## 46年10月1日の人口7,297人

現住人口調査の結果本年10月1日現住人口は7,297人となり昨年国勢調査当時より181人減り昭和35年より1,259人減っております。戸数は西部地区で40戸増、東部地区は48戸減となり差式8戸減で大差はありません。

部落名	昭和45年10月1日(国調)				昭和46年10月1日				昭和35年10月1日		昭和40年10月1日	
	戸数	男	女	計	戸数	男	女	計	戸数	人口	戸数	人口
川 辺	196	487	547	1,034	195	479	536	1,015	198	1,250	196	1,117
蒜 生	50	125	134	259	50	123	129	252	42	243	40	231
小 高	207	507	530	1,037	209	507	519	1,026	219	1,236	219	1,162
中	161	356	365	721	159	356	371	727	116	705	135	697
竜 崎	136	361	377	738	136	356	377	733	135	857	130	772
岩法寺	83	230	253	483	83	228	237	465	82	553	78	486
西部小計	833	2,066	2,206	4,272	832	2,049	2,169	4,218	792	4,844	798	4,465
南須釜	284	715	748	1,463	274	675	694	1,369	288	1,621	293	1,589
北須釜	146	391	413	804	145	386	409	795	160	938	153	880
吉	75	212	211	423	74	208	205	413	76	488	77	456
山小屋	39	92	123	215	39	88	118	206	44	246	44	242
山新田	7	18	22	40	7	19	21	40	9	51	8	47
四辻新田	51	130	131	261	49	129	127	256	59	368	62	342
東部小計	602	1,558	1,648	3,206	588	1,505	1,574	3,079	636	3,712	637	3,556
玉川計	1,435	3,624	3,854	7,478	1,420	3,554	3,743	7,297	1,428	8,556	1,435	8,021

福島地方法務局 玉川村役場

## 狩猟の注意

十一月一日より狩猟解禁になりましたが、毎年この狩猟による事故が発生しており、狩猟中の近くの一人での山歩きはなるべくしないように気を付けて事故に合えないように注意いたしましょう。

実際は人影に注意すること。又銃の取扱にも充分気を付けて事故をおこさないように、又狩猟されない者にあつては、狩猟中の近くの一人での山歩きはなるべくしないように気を付けて事故に合えないように注意いたしましょう。

# 長い間御苦勞様でした 大竹収入役が退任

玉川村長 小針千代之助

このたび、長い間我が村の収入役として、お務めをいただいておりました大竹保重さんが、任期を終えて退任されることになりました。

昭和三十年九月就任されてから、まさに四期十六年の間勤務され、村民の全面的な信頼の下に立派にその職責である財政運営の仕事を果していただきました。

玉川村の統合は、昭和三十年三月三十一日ですので、その誕生から、今日に至るまでの殆どすべての期間を担当され、すべての村作りの仕事に関与され、貢献されてまいりました功績は、玉川村の歴史の中に燦として輝くことであらうと信じます。



## 就任のあいさつ

玉川村収入役 近内 寿雄

十一月 座います。

一日前大 役場は村政の心臓部に当村当局の御推せんにより微力非才を顧みず就任致しました。庁内一同はつつとした心身気鋭の若い方々の中交到って果して、この大任を果し得るかどうか心配ですが勤続先輩各位の御協力をお願い致し、驚馬に鞭打って頑張り抜く覚悟でございます。

特に大竹さんの人柄は、温厚篤実そのもので、その公正さと謙虚な姿は、すべての人々の心に温かみと安らぎを感じさせる、いわば慈父の如き貴重な存在で、難しい多くの村政の諸問題に直面する私共、大きな示唆と勇気を与えてくれました。

## 自動車重量税のあらまし

自動車重量税は、急激に増加する自動車に対処して、道路などの社会資本を充実するための財源として創設され、昭和四十六年十二月一日から施行されます。

この度の辞任に際し、私は全村民を代表し、心からその業績をたたえ、感謝申し上げます。ほんとうにありがとうございます。尚これからも御健康で、悠々自適の生活を送られるかわら、深い知識と豊かな経験を村政の進捗の上にお寄せいただき、御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼のことばと致します。

## 旧軍人の方々へ

恩給法の一部が改正されて一時恩給受給対象者が拡大されました。

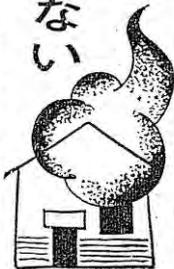
一、旧軍人で引き続き実在職三年以上七年未満の下士官以上の方は該当しますので軍歴申立書を提出してください。

二、旧金鶏勲章受給者に対する特別措置について昭和十五年四月二十九日付で旧金鶏勲章を叙賜され、併せて一時賜金(賜金国庫債券)を受給した者で昭和三十八年四月一日に生存していた方に銀杯が贈られますから申告してください。

## 川辺八幡神社に 自動火災 報知機完成



## あなたは火事の 恐ろしさを知らない



県の重要文化財に指定されている川辺八幡神社では、この程、重要文化財を火災から守ろうと、七九万五千円(二分の一県補助金、残り八分の一は村補助金と神社負担)をかけて自動火災報知機を若松市の福島

防炎工業の請負で設備しました。この報知機は、急激な温度の上昇を受けると、ベルとサイレンが同時に鳴り出す構造になっており、八幡神社を火災から守ることができるようになりました。

## 退職のあいさつ

大竹 保重



私こと 長い間本村収入役に就任して参りましたが、去る十月三十一日を以て任期満了し退職いたしました。かえりみれば昭和三十年九月就任の四期十六年の間、大過なく其の職務を務めることの出来ました事

## 所得税第二期分の納税は

十一月三十日まで

十一月は、所得税第二期分の納税の月です。納税額は、六月中旬に一期分とともに通知された額でこれを十一月三十日まで納めていただきます。納税に際しては、預金口座から自動的に振り替えて納税できる振替納税制度をご利用ください。この制度を利用しますと、納期までに確実に納税ができるうえに手数料がからず便利です。申し込み手続きは簡単ですから、税務署か金融機関の窓口でご相談ください。

# 出稼ぎをなさるみなさんへ

農家の皆さん、日頃より御苦勞様です。

本年は、天候不順なため平年に比べて、農作物が大幅に減収になると見られております。このような現状から農作業を早く済ませ、出稼ぎをしようと考えておられる方もあること、思います。

今年も、みなさんも御承知のとおり、ドルシヨックなどにより経済的不況下にあり、一部の企業は倒産にまで追いやられております。

以上のような情勢において出稼ぎをする方は、出稼ぎ先を十分に検討し、最寄りの公共職業安定所を利用するなど正式なルートを通して行くようお願い致します。

ここで、本村における昨年の出稼ぎ状況を見ますと労働大臣の許可を受けず、出稼ぎ者に仕事を斡旋、紹介したり、公共職業安定所を通さず出稼ぎをし、雇主より賃金が支払われず、福島県東京事務所に申し出た人もおります。

また、働き先で災害に合、春の農作業に差し支えておられる方もおります。このように、出稼ぎにより諸問題が起り家庭内にまでその影響が及ぼされております。

つきに、皆さんが出稼ぎをするに当って知っていただければならない法律上の事柄をあげてみましょう。

## 出稼ぎに行くにあたって

○労働者の募集の制限

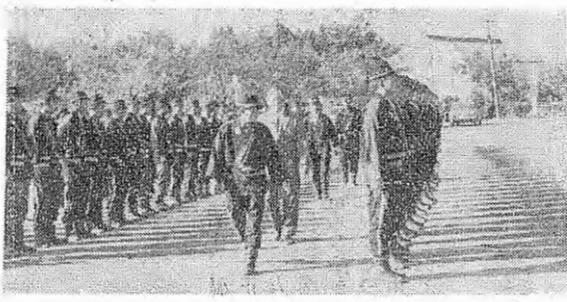
労働大臣の許可を受けていない者は、会社や事業所の募集人、又は、知人であつても、働く人に仕事の世話をしたり、それによって利益をうけてはならない。

○労働条件の明示  
働くことを契約するとき、賃金、労働時間、仕事の内容、休日、休憩等を明らかに決めること。もしその条件が最初の話しと違ふときは、

## 火の守りも新たに

### 消防団秋季訓練実施

去る十月三十一日須釜小学校々庭において、須田団長指揮のもとに副団長及び訓練部長により団員に対し、火災シミュレーションに備え訓練が行なわれました。



すぐ契約を解除することが出来ます。このため帰郷するときは、その旅費を請求することが出来る。

○労働契約  
使用者が労働契約を結ぶ場合、次のようなことを決めてはならない。  
(一)一年以上にわたる契約を結ぶこと。  
(二)仕事の途中でやめたり、よそに職を替へたりするのを防ぐため、契約のとき違約金や損害賠償金を予め決めておくこと。

(三)前借りした金を賃金と相殺すること。  
(四)強制的に貯金をさせたり、その貯金を管理したりすること。  
○強制労働の禁止

労働条件について  
(一)賃金支払い 賃金は、現金で直接本人に全額を毎月一回以上支払日を定めて、支払われることになっております。  
(二)労働時間及び時間外労働労働時間は、休憩時間を除いて働く時間が一日について八時間、一週間に四十八時間となっており、また、それ以上働く場合、労使が時間外労働の協定をして労働基準監督署に届け出ることになっております。その場合一時間当りの普通賃金の二十五パーセント、午後十時から午前五時までの深夜労働に対しては五十パーセントの割増賃金を支払うこと

○災害補償  
仕事上の怪我や、病気をし医師にかかった場合は、医療費が支給され、休んだ場合にはその補償として平均賃金の六十パーセント相当の賃金が支払われます。また、それによって、傷害が残った場合その程度により、十四等級に区分した傷害補償費を支払われることになっております。

## その他

(一)働きに行つてから国民健康保険か、社会保険のどちらかに加入するかを調べ、国民健康保険を利用するとき

## 統合敷地の買収終る

本年度の玉川村の重要事業の一つである須釜小学校の建築予定地の買収については、昨年度から予備調査を行いその場所についても、南須釜字堂ノ内地内が適地であるとして、関係者と協議を続け、本年一月十八日に地権者との第一回の懇談会を須釜支所に開催し、続いて一月二十三日に第二回の懇談会を開き、地権者の協力を大越村長より要請いたしよしたが、その後村長の改選期のため一時、その交渉も中断しておりました。

村長の改選により、小針新村長が就任され、七月に至り本格的に地権者との話し合いに入り、数回に亘り話し合を進めた結果、八月二十八日に価格についての協定が成立いたしました。

ついでに土地取得について

は、村役場に来て、本人分の「遠隔地被保険者証」(国民健康保険特別被保険者証)の交付を受けて下さい。

○出稼ぎをする前に次のことについて、しっかりと考えてみましょう。  
イ、なぜ出稼ぎをするか。  
ロ、出稼ぎ中農業経営や生活設計をどうするか。  
ハ、出稼ぎの目標をどこにおくか。

以上、大まかな点だけ記述しましたが、来年の農作業に支障のないよう希望いたします。なお、農業委員会事務局にも求人案内が来ておりますので、御利用下さい。

の議決を、九月定例村議会においてなされたので、個別に契約の調印を行い、九月末日までにこれが終了をいたしました。  
今回売買契約に調印済のもの、国井長司外一四名で面積にして、

- 田 一、五六六㎡
- 畑 一三、八一二㎡
- 山林 一九、五三七㎡
- 計 三四、九一五㎡

今後側量終了後の買収予定者二名、七七六、六四㎡を加えますと、三五、六九一㎡六回となり、玉川村内にあるいづれの学校よりも広い面積ができたわけであり、これは村当局始め各関係委員の努力もありましたが、何んと云つても地権者の皆様の理解ある協力の賜であり、紙上より深く感謝する次第であります。

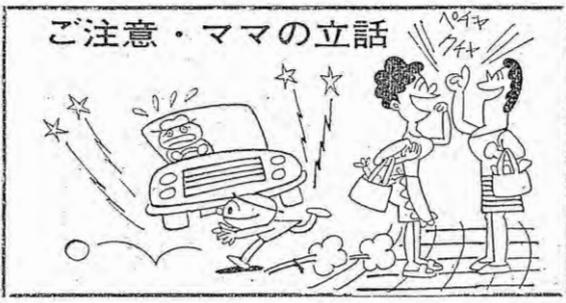
十一月から十二月まで地方税完納運動が実施されます。県や町村は郷土の繁栄と住民の幸せを願って、きょうも、明日もよりよい施策と建設をつづけております。

## よく納めよく使われて生きる税

十一月から十二月まで地方税完納運動が実施されます。県や町村は郷土の繁栄と住民の幸せを願って、きょうも、明日もよりよい施策と建設をつづけております。

みんなで納めた税金が郷土建設のため大きな力となっております。税金は、みんなが定められた日までに進んで納めましょう。

玉川村 郡山県税事務所 地区税協石川方部会



あります。なお今後地上物件の撤去、校地の造成事業についても、一層の御協力をお願いいたします。

# 民俗資料保存会が発足

郷土の歴史を明らかにし、後世に伝いたい。このほど須釜郷土民俗資料文化財保存会が発足し、去る七月五日須釜支所会議室に於て、二瓶保房湯本小学校長（前須釜小学校校長）の指導により会員数八十三名をもって設立総会を開きました。そして会長に織沼真さん、副会長に塩沢正常さん、鈴木広一さん、



祭神は、阿遲鉦高日子根命、大己貴命、八幡大明神の三神を祀る。記録

## 郷社都々古別神社

### 大字南須釜八又に鎮座

事務局長に大野金次郎さんを選び、昭和四十六年度の主な事業計画として石造文化財の調査と、塩沢伯寿さん（南須釜塩沢昌久さんの父）が明治四十年に発行した須釜村史を村教育委員会の協力で複製発行することになりました。玉川村の歴史を明らかにしていく上で保存会の今後の活躍が期待されております。尚今月から保存会の提供により「須釜の文化財」を掲載いたします。

## 水は間に合っていますか！！

### 広域簡易水道事業の計画をしています

昨年は多くの家庭で飲料水不足になやまされ水道の必要性身にしみ感じたことでしょう。唯今村では長年の懸念であった水道事業を計画し広く住民の生活改善と保健衛生並びに消防体制の確立を計り住みよい村造りに資するものであります。そこで現在計画している本事業の概要を広く皆様を知っていただき今後の事業推進に御協力をお願いいたします。水源は石川町の浄水道より分水し、母畑地内にポンプ場を南須釜字栗踏石地内の高台に配水池を造りポンプ揚水する。配水は自然流下により東部地区約三〇〇戸西

部地区約八〇〇戸に給水しようとするものです。給水戸数については概数で多くの家庭に給水出来るよう計画しておりますが自然流下方式をとる関係上土地形的条件に支配され実施の段階では多少の変動があるものと思はれます。又本事業費について概算約一億四千万円位で補助額は三分の一となります。負担額については加入戸数等により大きく左右されますので多くの加入を望んでおります。細部については今後パンフレットや部落座談会等により事業の内容を説明し本事業の推進を計る計画です。

## 盛った老人作品の展示会

昭和四十六年度石川地方老人作品展示会が去る十一月一日から十一月四日までの四日間石川町公民館において開催されました。出品物は六〇才以上の老人が自から作製したもので、書画・彫刻・陶芸・木工・竹藪各工芸品を対象として行なわれ玉川村から一二八点の数多い出品物があり審査の結果本村から次の方々が入賞されました。

- △県議員渡辺政賞  
有賀タメ 吉こがねクラブ
- ▽石川ライオンズクラブ会長賞  
佐藤ハルヨ
- ▽石川地方老人クラブ連合会長賞  
藤生ののへりクラブ
- ▽石川地方社会福祉協議会長賞  
矢吹市三 竜崎長寿会
- 賞  
上野鶴雄 竜崎長寿会  
野崎重司
- ▽玉川村長賞  
川辺百日紅クラブ
- ▽矢吹玉之助  
山小屋長寿会
- 車田ヨシノ 小高寿慶会
- 阿部徳太郎 南須釜寿会
- 真野目キヨシ 南須釜寿会
- 相楽トシ 南須釜寿会
- 大竹長作 岩法寺長寿会
- 大賀ミチ 南須釜寿会
- 高林浅助 中松寿会
- 溝井正吉 小高寿慶会
- 吉こがねクラブ  
石井清美 竜崎長寿会

## 三ヶ月天候予報 十一月

### 〔概況〕

十一月から一月にかけては寒暖の変動が大きく寒さの厳しい期間も現われる見込みです。降水量および降雪量は会津では平年並みかやや多く、中通りと特に浜通りではやや少なう乾燥した日が多い見込みです。

### 〔天気〕

十一月 中旬ころまでは大きな移動性高気圧が通りやすく、小春日和の日に恵まれやすい見込みです。しかし下旬には

### 〔気温〕

十一月 前半は平年並みかやや高い日が多いですが後半は寒い日が現われやすく、低めの日が目立つようになり、中通り、浜通りでは平年並みかやや高いですが会津では平年並みでしょう。

十二月 前半は平年並みかやや高い日が目立ちますが、後半は寒い日が多くなる見込みなので、月平均では平年並みくらいでしょう。

一月 前半は寒さのやわらぐ日があり、一時かなり高めの期間もありますが、後半は寒さの厳しい日が現われやすい見込みです。月平均では平年並みかやや低いでしょう。

### 〔降水量と降雪量〕

十一月 会津では平年並みかやや多く、特に後半に降りやすい見込みです。中通り、浜通りでは平年並みかやや少ないでしょう。

十二月 会津では平年並みかやや多く、後半には一時大雪のおそれがあります。中通り、浜通りではやや少ないでしょう。

一月 今津ではやや多く、大雪のおそれがあります。しかし中通り、浜通りでは平年並みか、やや少ない見込みです。

## 和裁、生花学級生募集

和裁、生花学級を十二月一日より来年三月三十一日まで南須釜公民館で開きます。

授講希望者は来る十一月二十日まで玉川村公民館まで申込んで下さい。

# にぎやかだった

## 村民体育祭 南須釜優勝

村民が一堂に集まりスポーツを通してたくましい心身の育成とお互いの友愛と協調をはかる第十一回玉川村民体育祭は、去る十月十日体育の日、須釜小学校で盛大に行なわれ、総合では南須釜が優勝しました。

大会は午前八時三十分、花火の合図と共に、部落ごとに区長さんや先頭に大旗を掲げ、始まり大会より「お互いの信頼と協調の上に豊かな郷土をみんなでつくりましょう」と挨拶があつて開会式を終り、全員農具操縦で準備運動、引続いて競技に移り、鈴なり、親子三代リレー、村内一周ラッシュ、各種部落対抗のリレーとプログラムが進められた。この頃になると競り、観衆もつめかけさかんに声援を送っていた。

この大会のよびもの一つ特別競演は、山小屋部落に古くから伝わる郷土の民俗芸能「ひら鉄おどり」を山小屋部落の皆さんが披露した。

中部落では佐渡の民踊



この山の奥がに首をくくられし山下大将のその後分らず  
ロスパニオスに命絶たれし大将のその遺骸さい帰ることなし  
いたる処に水牛群れて草はめり長閑なれども貧農多し  
限りなく続く稲作丈高く実り乱る、行けど行けども  
耕耘機使用始むる人ありて農民もやがて解放さるべし

### 東南アジアの旅 田

溝井 一郎

この山の奥がに首をくくられし山下大将のその後分らず  
ロスパニオスに命絶たれし大将のその遺骸さい帰ることなし  
いたる処に水牛群れて草はめり長閑なれども貧農多し  
限りなく続く稲作丈高く実り乱る、行けど行けども  
耕耘機使用始むる人ありて農民もやがて解放さるべし

### 茶の花

夜の下ふかまる秋や早炬燵  
無花果ののこる日に、蛇通ふ  
菓の葉のほともなく飛び去りにけり  
稲車坂みちなれば触れてみし  
萩こぼれ妻との旅や弥陀の前  
野分雲髪のみかばふ旅の妻  
千拓の溝のこりぞ蘆咲けり  
老かくも愚鈍に生きた茶の咲けり

## 火の元に注意



一相川音頭を踊いのゆかた  
姿で上手に踊り、かっさいを  
受けた。最後に最大のはびも  
の盆踊りは、これまた区長さ  
んを先頭に各部落共趣好をこ  
わした衣しうで踊る輪は、  
幾重にも広がり会場を一ぱい  
に埋めつくし、盛大でしかも  
なごやかに住民お互いの親ほ  
くを計りながら、午後三時終

これから火災シーズンを迎えることとなりますが、毎年火災による多くの災害が発生

# 寿

お誕生おめでとう  
ございます

(九月分の出生届書から)

川 部 落	北 竜 小 川	北 須 釜	石 鈴 関 熊	野 矢 崎	永 福 林	岩 法 寺	南 須 釜	北 須 釜	山 吉 小 屋
出生児氏名	熊 根 田 和 美 子	鈴 井 洋 子	石 井 貞 治	野 崎 明 和 子	永 福 卓 規 江 美 子	岩 法 寺 喜 志 江 美 子	南 須 釜 幸 江 美 子	北 須 釜 幸 江 美 子	山 吉 小 屋 明 和 子
続柄	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫	孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫

## 逝去お悔み申し上げます

(九月分の死亡届書から)

死亡者氏名 続柄

川 部 落 死亡者氏名 続柄

川 辺 犬 竹 周 夫 (68) 主 妻 フクの夫

小 高 溝 井 ト ヨ (77) 正 母

北 須 釜 草 野 ト ヨ (89) 林 次 母

小 高 関 根 セ ツ (64) 喜 義 妻

南 須 釜 真 野 目 と め (71) 光 雄 母

大 野 ナ ツ (61) 忠 雄 母

草 野 三 郎 (43) 主 妻

優 勝 南 須 釜

準 優 勝 川 辺

三 位 北 須 釜

尚、十一月二十六日から十二月二日までの七日間は秋季全国火災予防運動が実施されます。

### 広報紙を保存 しましょう

今月号(十一月号)より今までの広報紙の大きさとタイトルを替えましたが、この機会に各家庭において「広報たまかわ」を保存していただくために表紙を併せて配付致しますから、今後毎月綴じて保存するようにお願いします。

### あとがき

広報たまかわも創刊以来六五号になりましたが、今月号より創刊以来親しまれておった広報紙のタイトルと大きさを替えました。

タイトルの題字は村長さんが自書されたもの、型は今までのものより小さくし保存しやすく致しましたが、この広報紙に対するご意見、ご要望又部落内において明るい話題等がありましたらぜひ原稿をお寄せ下さい。